

令和7年度 介護現場デジタル改革推進事業 補助金制度説明

長崎県 長寿社会課

今回説明する内容について

1. 補助金の概要について
2. 採択の基準について
3. 補助金申請時に注意する点について
4. さいごに

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

介護ロボットやＩＣＴ等テクノロジーの機器導入や研修等の経費を補助
上限額：４００万円

一般事業所向け

(2) 介護DX化推進補助金

介護業務全般のテクノロジー化など、生産性向上に先進的に取り組む事業所に対し、機器導入や研修等の経費を補助
上限額：１，０００万円（採択予定：１施設）

先進施設となり、
県内のモデル施設を目指す施設向け

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

小規模事業者等で構成するグループに対し、人材募集や研修等の共同実施や、業務の協働化等に要する経費を補助
上限額：１グループあたり１，２００万円

小規模法人を含むグループ
の経営協働化・大規模化を
支援

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●対象機器

- A. 重点分野に該当する介護テクノロジー
- B. その他
- C. パッケージ型導入支援
- D. (A～Cの導入と一体的に行う) 業務改善支援

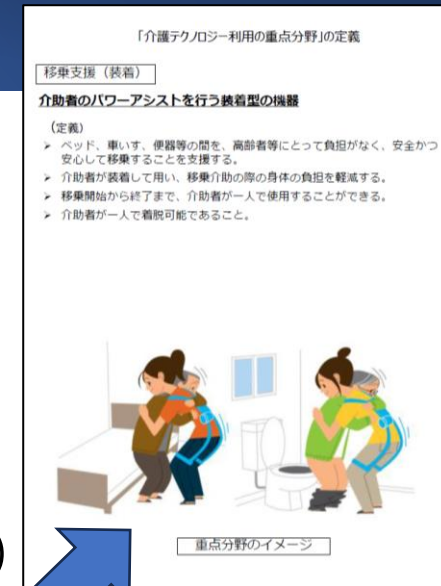
※実施必須

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

A. 重点分野に該当する介護テクノロジー

- ・ ①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、
④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、
⑥介護業務支援、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、
⑨認知症生活支援・認知症ケア支援 の9種類（⑦～⑨が新しく追加）



- ・ まずは「「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義」のPDFをご確認ください
い <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf>

- ・ 福祉用具情報システム（TAIS）に掲載されているものは基本的に対象となりますが、掲載されていないものも上記の定義に合致していれば対象となります。
- ※福祉用具情報システム（TAIS） <https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

A.重点分野に該当する介護テクノロジー

- ・ ①～⑨の機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。

※費用は主となる費用と合計して1台あたりの額を計算

<例>

- ・ Wi-Fi環境整備費用

- ・ PC、タブレット等

(ただし、1台あたりの補助額は10万円以内)

通信環境整備・PC・タブレット等については、そのみの申請は不可

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

B.その他

Aによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、**介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等**

例： ・ 重点分野に含まれていないもの
（床走行式リフト等）



1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

B.その他 ・調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括調理を行う器具や配膳車、配膳ロボット等）

・生産性向上に資する福祉用具（スライディングボード等）

- ・インカム・バックオフィスソフト
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末等



対象機器の範囲
が大幅に拡大

インカム・バックオ
フィスソフトの区分
がその他に変更



1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

B.その他 前のスライドで挙げられていない機器等でも下記の定義に該当すれば補助の対象となる場合があります。

<その他の定義>

Aによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、**介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等**

計画書で導入したい機器の用途・事業所の現状・効果等を
しっかり書いていた
だければ対象となる可能性があります。

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

昨年度まで「ICT」
と言っていた
介護ソフト等

C.パッケージ型導入支援

・ Aのうち「**⑥介護業務支援**」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと**連動することで効果が高まる**と判断できるテクノロジー（通信環境整備にかかる経費も対象に含む。）

<例>

- ・ 「⑥介護業務支援」 + 「④見守り・コミュニケーション」
- ・ 「⑥介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護記録ソフト + 介護請求ソフト 等

<想定される具体例>

- ・ 介護ソフト・Wi-Fi・インカム・タブレットを同時に導入

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

D. (A～Cの導入と一体的に行う) 業務改善支援 ※実施必須

・生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため以下の**a又はbを必ず実施**してください。（費用が発生する場合は補助を行います。）

a.コンサルティング会社等による業務改善支援

又は

**b.「ながさき介護現場サポートセンター」による業務改善支援
(諫早市で開催予定のリーダー養成研修の受講)**

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

D. (A～Cの導入と一体的に行う) 業務改善支援 ※実施必須

a. コンサルティング会社等による業務改善支援

・生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。

単なる機器の操作説明
はNG

又は

b. 「ながさき介護現場サポートセンター」による業務改善支援

・「ながさき介護現場サポートセンター」が実施する研修（R7年度は9月～12月頃諫早市で開催予定）を受講すること。

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●補助上限額
400万円

C.パッケージ型
以外の区分で申
請する場合は表
のとおり
1機器あたりの
金額に上限があ
ります。

区分				上限額
A. 重点分野に該当する介護テクノロジー	①移乗支援			1機器あたり 100万円
	⑤入浴支援			
	②移動支援			1機器あたり 30万円
	③排泄支援			
	④見守り・コミュニケーション			
	⑦機能訓練支援			
	⑧食事・栄養管理支援			
	⑨認知症生活支援・認知症ケア支援			
	⑥介護業務支援	⑥- 1：価格が職員数に応じて変動する介護ソフト（申請時点の職員数に応じて上限額を設定）	職員 1人～10人	100万円
			職員11人～20人	150万円
職員21人～30人			200万円	
職員31人～			250万円	
		⑥- 2：⑥-1に該当しない介護ソフトや機器		250万円
B. その他				1機器あたり 100万円
C. パッケージ型導入支援（⑥と組み合わせた機器等の合計経費）				400万円
D. （A～Cの導入と一体的に行う）業務改善支援				48万円

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●補助額の計算例（費用合計 2 3 0 万円の場合）

<主となる機器> 合計 1 0 0 万円 <付帯経費> 3 0 万円 + 1 0 0 万円
・見守り機器（5 万円）：2 0 台 ・サーバーPC（1 5 万円）：2 台
・Wi-Fi整備費用（1 0 0 万円）：1 式

<計算方法>

- ①付帯経費のうち、PCは1 台 1 0 万円が上限のため、PC代の補助対象経費は 1 0 万円 × 2 台 = 2 0 万円とみなす
- ②主となる機器と付帯経費の補助対象経費の合計額は
見守り 1 0 0 万円 + PC 2 0 万円 + Wi-Fi 1 0 0 万円 = 2 2 0 万円
- ③ 2 2 0 万 ÷ 見守り機器 2 0 台 = 1 機器あたり 1 1 万円
- ④ 1 1 万円 × 4/5 × 2 0 台 = 補助額 1 7 6 万円

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●C. パッケージ型導入支援の費用算定例（合計560万円）

- ・介護ソフト：100万円
- ・インカム（音声入力機能付き）5万円×20台：100万円
- ・スマートフォン8万円×20台：160万円
- ・Wi-Fi整備費用：200万円

※インカムもスマートフォンも介護ソフトに連動している場合

560万円×4/5 = 448万円 上限額400万円のため

<注意>

介護ソフトに連動していない場合はCには該当せず、A・Bの区分でそれぞれ機器の費用×台数で算出する必要がある

補助額 400万円

1. 補助金の概要について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

ただし、予算の範囲を超える申請が来る場合には、**補助額を減額して採択する場合や、1法人につき1事業所のみ**
に採択を絞る場合もあります。

→ 1法人から複数事業所分申請をする場合には、
採択優先度を事前に決めてください。

(優先度を決めている場合には、法人内の採択基準に達している事業所の中で採択優先度が高い事業所から順番に採択します。)

1. 補助金の概要について

(2) 介護DX化推進補助金

採択予定：1施設

●対象機器

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金の機器と同じ

●補助上限額

1, 0 0 0 万円（導入機器・業務改善支援等の合計額）

※機器の種類ごとの補助上限額は無し

1. 補助金の概要について

(2) 介護DX化推進補助金

●計画の例：見守り機器・移乗用リフトを導入している施設

- ・インカム・配膳ロボット・入浴リフトを導入
- ・介護ソフトと見守り機器、インカムを連携させて更なる生産性向上を図る

既にテクノロジーがある程度導入されていて、今回の補助金に採択されて**複数種類のテクノロジーを入れれば先進施設としてモデルになれると思われる事業所**を採択します。

1. 補助金の概要について

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

●対象

事業者グループが実施する、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する以下の取組

- ① 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
- ② 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ③ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ④ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ⑤ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ⑧ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）
- ⑨ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外）
- ⑩ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
- ⑪ その他本事業の目的を達成するため、知事が必要と認める取組

1. 補助金の概要について

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

●対象となる事業の例

●例①：共通の階層別研修体系システムの構築

- ・補助金でコンサルに委託
- ・法人間で統一された人材育成が可能

●例②：コンサルタントによる共同購入手法の助言及び施設間共通事務マニュアルの作成

- ・消耗品の法人間の共同購入によりコスト削減が可能

●例③：求人サイトへの共同掲載及び移住ツアーの共同開催

- ・移住者向けサイトを利用してツアー参加者を募集

1. 補助金の概要について

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

●補助上限額

1 グループあたり 1, 200 万円かつ

1 法人につき 120 万円

(訪問介護事業所を運営する法人の場合は 150 万円)

2. 採択の基準について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

必須項目の部分については、最低基準点以下の場合、不採択となります。 加点項目は必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たしている事業所ほど優先的に採択します。

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	(1) 事業の効果	事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。
加点項目	(2) 事業計画の採択実績の有無	過去3年間（令和4～6年度）に、本県の介護ロボット・ICTの導入に関する補助金の交付を受けていない事業所か。
	(3) 長崎県介護事業所認証評価	令和6年度までにNはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。

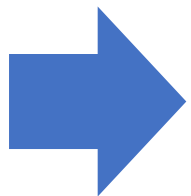
2. 採択の基準について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●計画が採択されやすくなるポイント

(1) 事業の効果について

テクノロジーを入れっぱなしで終わらないような（しっかりテクノロジーを活用しそうと思えるような）計画にしてください。



- ・事業所の**課題に対応した**機器を選択しているか。
- ・計画は**数値目標等**を定めて**具体的に**記載しているか。
- ・達成可能な計画か。

2. 採択の基準について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●計画が採択されやすくなるポイント

(1) 事業の効果について

<例> 見守り機器を導入する場合

悪い例：

- ・ 見守り機器を導入することで、利用者の睡眠の状態や心拍数がわかり、訪室回数を減らすことができる。

- ・ 見守り機器を導入することで、職員の残業時間を減らすことができる。

製品の効果の説明
をしているだけ
になっている

2. 採択の基準について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

●計画が採択されやすくなるポイント

(3) 事業の効果について

<例> 見守り機器を導入する場合

良い例：

現在、1日の訪室回数の平均が●回（定期●回・コール●回）と多く、職員の残業時間が一日平均●時間発生している。機器導入後はバイタル等をモニターで確認することで定期訪室を平均●回に減らし、1日平均●分の残業時間の短縮を見込んでいる。

今後3年間で更に定期訪室回数を1日●回に減らしていき、3年後には1日平均●回、残業時間0を目指していく。

施設の現状を把握できていて、問題に対応した機器を選び、具体的な目標を持っている

2. 採択の基準について

(2) 介護DX化推進補助金

必須項目の部分については、最低基準点以下の場合、不採択となります。 加点項目は必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たしている事業所ほど優先的に採択します。

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	(1) 事業の効果	①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となっており、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。 ②効果検証の体制を整えており、その方法は妥当であるか。 ③複数のテクノロジーを組み合わせ、業務全般での生産性向上を目指した計画となっているか。
加点項目	(2) 長崎県介護事業所認証評価	①令和6年度までにNはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。
	(3) 過去の事業計画採択実績	①令和6年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。
	(4) 実現可能性	①現在、どのような介護テクノロジーを導入しているか。 ②導入済の介護テクノロジーをどのように使用しているか。
	(5) 事業の体制	①導入に対して、目標を達成するための具体的なスケジュールを検討しているか

2. 採択の基準について

(2) 介護DX化推進補助金

●計画が採択されやすくなるポイント

基本的には（１）介護テクノロジー普及促進補助金と同じですが、これにプラスして

- ・ **導入済**の介護テクノロジーをどのように使用しているか。
- ・ **複数のテクノロジー**を組み合わせ、**業務全般**での生産性向上を目指した計画となっているか。

を具体的に記載できている計画を採択します。

2. 採択の基準について

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

必須項目の部分については、最低基準点以下の場合、不採択となります。 加点項目は必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たしている事業所ほど優先的に採択します。

区分	審査項目	主な評価内容（優先採択となる評価項目）
必須項目	(1) 事業の効果	事業所グループが抱える課題に対応した効果的な事業計画で、効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。
加点項目	(2) 過去の事業計画採択実績	令和6年度に採択した事業計画と異なる内容の計画であるか。

3. 補助金申請時に注意する点について

全補助金共通

●対象外経費について（募集要項より抜粋）

- ・ 補助金内示の**前**に購入、契約等したもの
- ・ 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- ・ **令和8年2月20日（金）までに支払いが完了できないもの**
- ・ 保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して発生する費用のうち**当該翌年度以降相当分**

3. 補助金申請時に注意する点について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

(2) 介護DX化推進補助金

補助金の申請準備を始める前に、募集要項の「3. 補助対象者」の要件を満たしているか必ず確認してください。

★前年度からの相違点①

- ・ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームも対象に追加
- ・ 法人として「SECURITY ACTION」の宣言が出来ない場合に個人事業主として申請することもOKに

3. 補助金申請時に注意する点について

(1) 介護テクノロジー普及促進補助金

(2) 介護DX化推進補助金

★前年度からの相違点②

・計画の作成時に**原則として「ながさき介護現場サポートセンター」の相談窓口**に相談を行うことを要件とする

導入目的と導入したい「テクノロジーの区分（移乗支援、入浴支援、移動支援等）」もしくは「機器」を事前に決めた上で相談を申し込むようにしてください。

良い例：①夜勤業務の効率化のために、見守りシステムの導入を検討しているが、どのような機器があるか。

②職員間の情報共有を容易にすることを目的としてA社のインカムの導入を考えている。事前にどのようなことを検討すべきか相談したい。

悪い例：何から手を付けてよいのかわからないので、すべて教えて欲しい。

3. 補助金申請時に注意する点について

- (1) 介護テクノロジー普及促進補助金
- (2) 介護DX化推進補助金

★前年度からの相違点③

・施設系の事業所は利用者の安全等の方策を検討する**委員会の設置が要件に**

・居宅系・通所系の事業所は年度内の「**ケアプランデータ連携システム**」の利用が要件に

※R7.6より **1年間無料**

ケアプランデータ連携
システム特設ページ→



3. 補助金申請時に注意する点について

- (1) 介護テクノロジー普及促進補助金
- (2) 介護DX化推進補助金

★その他注意点について

- ・「⑥介護業務支援」に含まれる介護ソフトは、記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないもの）

一気通貫で行えないソフトについては、「その他」区分となる

3. 補助金申請時に注意する点について

(3) 事業者グループ職場環境改善協働実施推進補助金

- ・法人内の事業所同士の協働化は対象外
- ・必ず小規模法人（1法人あたり1施設又は事業所のみを運営するような法人等。）を1以上含むこと
- ・法人は異なるものの、運営母体が同一の法人のみで構成されるグループは対象外となる場合有

OKな例

B法人：事業所数 1
職員数 10 人

共同求人・共同研修・共同購入の実施

A法人：事業所数 5
職員数 50 人

C法人：事業所数 2
職員数 15 人

4. さいごに

Nは一と（長崎うれしかハート介護事業所）認証について

●Nは一とは

長崎県が「働きやすい職場環境が整備された事業所」を、一定基準により認証する制度

- ・新規採用者の育成体制・労働環境・
処遇の改善・キャリアパスと人材育成・
介護事業所の運営等

長崎県介護事業所認証評価制度

長崎県認証



長崎うれしかハート介護事業所

4. さいごに

Nはーと（長崎うれしかハート介護事業所）認証について

●Nはーと認証取得のメリット

- ・介護テクノロジー補助金に採択されやすくなる
- ・認証事業所は県が積極的にPRを行う
→認証事業所がまとめられた冊子は県内の福祉系高校に配布され、**就職先選びの参考**としても利用されています。



4. さいごに

伴走支援先の募集について

●伴走支援とは

介護事業所の介護生産性向上等の取組みや介護テクノロジーの導入について、専門家が事業所を1年間に数回訪問して分析手法や改善手法の提示等を行うこと

長崎県では、令和7年6月頃から、ながさき介護現場サポートセンターによる伴走支援を希望する介護事業所を募集予定。
(4施設)

4. さいごに

伴走支援先の募集について

●伴走支援のメリット

- ・無料で専門家からのコンサルタントを受けることができる
- ・支援対象となった事業所は介護テクノロジー補助金に採択されやすくなる

6月頃からながさき介護現場サポートセンター
HPにて募集開始予定

↓センターHP



4. さいごに

科学的介護フォーラムin長崎の開催について

- ・ 長崎県と株式会社最中屋が連携して科学的介護フォーラムを県内初開催
- ・ 経済産業省や総理大臣賞受賞の介護事業所など**業界のトップランナーたちが集結**
- ・ **介護テクノロジーの最前線を体験できる展示ブースも用意**



株式会社最中屋（本社：京都市中京区、代表取締役CEO 結城 崇）は長崎県と連携して「科学的介護フォーラム'25 in 長崎」を開催する事をお知らせいたします。

4. さいごに

科学的介護フォーラムin長崎の開催について

日時：令和7年6月18日（水）10時～18時

場所：ベネックス長崎ブリックホール

※参加費無料（事前申込制）

●交流会（登壇者との食事会兼名刺交換会）

日時：令和7年6月18日（水）19時～21時

場所：スタジアムシティホテル長崎

バンケットルームTHE VITORIA

会費：8,000円

↓ 申込はこちら



補助金情報掲載時は
人材班メールマガジンから連絡しますので登録を！

【登録申込方法】 長崎県HP内で
「介護 メールマガジン」で検索